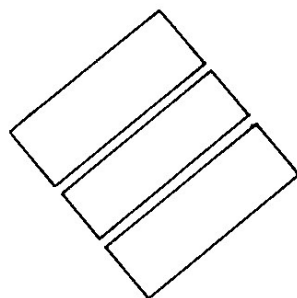


滝川市国民保護計画

資 料 編



平成19年2月

滝 川 市

1 基本用語の説明

滝川市国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

用 語	意 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃を言う。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は災害をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急処理事態であることを政府が認定することを言う。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を言う。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置がある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置を言う。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等。
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護に関してあらかじめ定める基本的な指針のことを言う。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となる。

資 料 編

用 語	意 義
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して、政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は、市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会を言う。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は、電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方行政機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市町村対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
NBC 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布する事により、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害を言う。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自らで守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織を言う。

2 関係機関の連絡先（第1篇第3章資料）

（1）関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
陸上自衛隊滝川駐屯地	第10普通科連隊 第3科	073-8510 滝川市泉町236番地	TEL 0125-22-2141 FAX 0125-22-2141	
自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所		073-0022 滝川市大町1丁目3番23号	TEL 0125-22-2140 FAX 0125-22-2140	
国土交通省北海道開発局	札幌開発建設部滝川道路事務所	073-0033 滝川市新町2丁目1番31号	TEL 0125-22-4147 FAX 0125-24-3196	
国土交通省北海道開発局	石狩川開発建設部滝川河川事務所	073-1103 樺戸郡新十津川町字中央89番地	TEL 0125-76-2211 FAX 0125-76-2181	
農林水産省北海道農政事務所	地域第1課	073-0024 滝川市東町1丁目1番9号	TEL 0125-22-1511 FAX 0125-22-1637	
厚生労働省北海道労働局	滝川公共職業安定所	073-0023 滝川市緑町2丁目5番1号	TEL 0125-22-3416 FAX 0125-23-0747	
厚生労働省北海道労働局	滝川労働基準監督署	073-0023 滝川市緑町2丁目5番30号	TEL 0125-24-7361 FAX 0125-24-3809	

（2）関係道機関（道警察含む）

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
北海道総務部	危機対策局 参事	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	TEL 011-231-4111 FAX 011-231-4314	
	総務課総括グループ		TEL 011-231-4111 FAX 011-232-1764	
北海道警察本部	警備部警備課	060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目	TEL 011-251-0110 FAX 011-219-2409	
北海道警察札幌方面	滝川警察署	073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号	TEL 0125-24-0110 FAX 0125-24-0110	
北海道保健福祉部	空知保健福祉事務所滝川地域保健部	073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	TEL 0125-24-6201 FAX 0125-23-5583	
北海道石狩支庁	札幌土木現業所滝川出張所	073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号	TEL 0125-22-3434 FAX 0125-22-3436	
北海道空知支庁	地域振興部地域政策課 主査(防災)	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	TEL 0126-20-0033 FAX 0126-25-8144	

資 料 編

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
北海道空知森づくりセンター		068-0042 岩見沢市 北2条西 12 丁目 1 － 7	TEL 0126-22-1155 FAX 0126-22-1186	

(3) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他の機関

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
北海道旅客鉄道株式会社	滝川駅	073-0031 滝川市栄町4丁目9番15号	TEL 0125-23-3169 FAX 0125-22-2691	
日本郵政公社北海道支社	滝川郵便局	073-0022 滝川市大町2丁目4番36号	TEL 0125-24-6490 FAX 0125-23-2830	
北海道電力(株)岩見沢支店	滝川営業所	073-0044 滝川市西町1丁目2番3号	TEL 0125-24-7166 FAX 0125-24-3770	
日本通運(株)	滝川支店	073-0025 滝川市流通団地2丁目1番19号	TEL 0125-26-0202 FAX 0125-24-2292	
日本赤十字社北海道支部	滝川市地区 〔事務局 社会福祉事業団〕	073-0032 滝川市明神町1丁目5番29号 滝川市総合福祉センター内	TEL 0125-24-8640 FAX 0125-24-8657	
滝川ガス(株)		073-0033 滝川市新町3丁目11番5号	TEL 0125-23-3510 FAX 0125-24-6991	
空知土地改良区及び江部乙土地改良区		079-0462 滝川市江部乙町西12丁目1番40号(空知土地改良区)	TEL 0125-75-2125 FAX 0125-75-5515	
滝川市医師会		073-0033 滝川市新町2丁目8番10号	TEL 0125-24-8744 FAX 0125-24-1614	
空知歯科医師会		073-0036 滝川市花月町1丁目2番26号 滝川ホテル三浦華園内	TEL 0125-22-4539 FAX 0125-24-6672	
たきかわ農業協同組合		073-0021 滝川市本町4丁目1番31号	TEL 0125-22-3401 FAX 0125-23-2015	
滝川商工会議所		073-0022 滝川市大町1丁目8番1号	TEL 0125-22-4341 FAX 0125-23-5252	
江部乙商工会		079-0462 滝川市江部乙町西12丁目1番15号	TEL 0125-75-2529 FAX 0125-75-6332	

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
滝川建設協会		073-0023 滝川市緑町1丁目1番1号 (滝川建設会館)	TEL 0125-22-2215 FAX 0125-24-2784	
北海道中央バス(株)	空知事業部	073-0031 滝川市栄町4丁目9番1号	TEL 0125-22-2104 FAX 0125-22-1977	
東日本電信電話(株)	岩見沢支店	068-0026 岩見沢市6条西2丁目	TEL 0126-25-4421 FAX 0126-23-0044	
滝川スカイスポーツ振興協会		073-0035 滝川市中島町139番地4号	TEL 0125-24-3255 FAX 0125-23-3777	

(4) 隣接市町村

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
芦別市	総務部総務課 庶務係	075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地	TEL 0124-22-2111 FAX 0124-22-9696	
赤平市	消防本部防災課 防災係	079-1192 赤平市泉町4丁目1番地	TEL 0125-32-2211 FAX 0125-32-5033	
砂川市	総務部総務課 庶務係	073-0195 砂川市西6条北3丁目1番1号	TEL 0125-54-2121 FAX 0125-54-2568	
歌志内市	総務課 庶務係	073-0492 歌志内市字本町5番地	TEL 0125-42-3211 FAX 0125-42-4111	
深川市	企画総務部総務課 総務係	074-8650 深川市2条17番17号	TEL 0164-26-2228 FAX 0164-22-8134	
奈井江町	まちづくり課	079-0392 奈井江町字奈井江11番地	TEL 0125-65-2111 FAX 0125-65-2809	
上砂川町	総務財政課 庶務係	073-0292 上砂川町中央北1条5丁目1番7号	TEL 0125-62-2011 FAX 0125-62-3773	
浦臼町	総務課 庶務係	061-0692 浦臼町字ウラウスナイ183番地15	TEL 0125-68-2111 FAX 0125-68-2285	
新十津川町	災害対策事務局	073-1103 新十津川町字中央301番地1	TEL 0125-76-2131 FAX 0125-76-2785	
妹背牛町	総務課 総務グループ	079-0592 妹背牛町字妹背牛5200番地	TEL 0164-32-2411 FAX 0164-32-2290	
雨竜町	総務課 総務グループ	078-2692 雨竜町字フシコウリュウ104番地	TEL 0125-77-2211 FAX 0125-78-3122	

資 料 編

(5) 関係一部事務組合

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
中空知広域市町村圏組合		073-0032 滝川市明神町1丁目5番29号 滝川市総合福祉センター内	TEL 0125-22-1226 FAX 0125-22-6066	
滝川地区広域消防事務組合	警防課 滝川消防署	073-0023 滝川市緑町2丁目2番31号	TEL 0125-23-0119 FAX 0125-23-5125	
中空知広域水道企業団		073-0085 砂川市富平337番地1	TEL 0125-53-3831 FAX 0125-53-3830	
石狩川流域下水道組合	奈井江管理センター	079-0315 空知郡奈井江町茶志内10番地	TEL 0125-65-5418 FAX 0125-65-5419	
中空知衛生施設組合	リサイクリーン	073-0026 滝川市東滝川760番地1	TEL 0125-75-3800 FAX 0125-75-3801	

(6) 滝川市関係機関等

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	備 考
滝川市立病院	事務部事務課	073-0022 滝川市大町2丁目2番34号	TEL 0125-22-4311 FAX 0125-24-6010	
滝川市教育委員会	学校教育課	073-8686 滝川市大町1丁目2番15号	TEL 0125-23-1234	
	社会教育課		FAX 0125-24-1024	
滝川市議会	議会事務局	073-8686 滝川市大町1丁目2番15号	TEL 0125-23-1234 FAX 0125-23-5329	
社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会		073-0032 滝川市明神町1丁目5番29号 滝川市総合福祉センター内	TEL 0125-24-8640 FAX 0125-24-8657	
社会福祉法人 滝川市社会福祉事業団		073-0463 滝川市江部乙町東13丁目1番54号	TEL 0125-26-4355 FAX 0125-26-4356	

3 滝川市国民保護協議会条例

制定 平成 18 年 3 月 30 日 条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、滝川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、26 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、必要に応じ、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員が属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員うちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会長への委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 滝川市国民保護対策本部及び滝川市緊急対処事態対策本部条例

制 定 平成 18 年 3 月 30 日 条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、滝川市国民保護対策本部(以下「本部」という。)及び滝川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 滝川市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 滝川市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 滝川市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 市長は、本部に滝川市国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を置くことができる。

2 現地対策本部には、滝川市国民保護現地対策本部長(以下「現地対策本部長」という。)、滝川市国民保護現地対策副本部長(以下「現地対策副本部長」という。)、滝川市国民保護現地対策本部員及びその他の職員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

4 第 4 条の規定は、現地対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、滝川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 国民保護道指定避難場所（H18 市同意分）

国民保護指定避難場所（道同意分）

（別紙）

注）「難住民等の受入面積（㎡）」は、「避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の面積（㎡）」の略である。

決定 番号	対 象 施 設	所 在 地	規 模 等			
			避難住 民等の 受入面 積（㎡）	避難可 能収容 人員 （人）	備 考	
					収 容 避 難 施設	一時 避 難 施設
1	明苑中学校校舎	滝川市新町 4 丁目 9 番 1 号	3,300	1,650		○
2	明苑中学校屋内体育館	滝川市新町 4 丁目 9 番 1 号	1,200	600	○	
3	明苑中学校グラウンド	滝川市新町 4 丁目 9 番 1 号	12,000	6,000		○
4	滝川第三小学校校舎	滝川市花月町 2 丁目 2 番 12 号	2,300	1,150		○
5	滝川第三小学校屋内体育館	滝川市花月町 2 丁目 2 番 12 号	800	400	○	
6	滝川第三小学校グラウンド	滝川市花月町 2 丁目 2 番 12 号	12,700	6,350		○
7	江陵中学校校舎	滝川市黄金町西 1 丁目 7 番 18 号	2,900	1,450		○
8	江陵中学校屋内体育館	滝川市黄金町西 1 丁目 7 番 18 号	1,600	800	○	
9	江陵中学校グラウンド	滝川市黄金町西 1 丁目 7 番 18 号	25,000	12,500		○
10	滝川第一小学校校舎	滝川市一の坂町西 2 丁目 1 番 70 号	2,900	1,450		○
11	滝川第一小学校屋内体育館	滝川市一の坂町西 2 丁目 1 番 70 号	1,100	550	○	
12	滝川第一小学校グラウンド	滝川市一の坂町西 2 丁目 1 番 70 号	14,600	7,300		○
13	東小学校校舎	滝川市文京町西 2 丁目 1 番 1 号	2,000	1,000		○
14	東小学校屋内体育館	滝川市文京町西 2 丁目 1 番 1 号	900	450	○	
15	東小学校グラウンド	滝川市文京町西 2 丁目 1 番 1 号	16,300	8,150		○
16	滝川第二小学校校舎	滝川市滝の川町東 1 丁目 1 番 45 号	3,000	1,500		○
17	滝川第二小学校屋内体育館	滝川市滝の川町東 1 丁目 1 番 45 号	1,200	600	○	
18	滝川第二小学校グラウンド	滝川市滝の川町東 1 丁目 1 番 45 号	9,200	4,600		○
19	東栄小学校校舎	滝川市東滝川 389 番地	1,100	550		○
20	東栄小学校屋内体育館	滝川市東滝川 389 番地	600	300	○	
21	東栄小学校グラウンド	滝川市東滝川 389 番地	10,000	5,000		○

資 料 編

決定 番号	対 象 施 設	所 在 地	規 模 等			
			避難住 民等の 受入面 積(m ²)	避難可 能収容 人員 (人)	備 考 収 容 避 難 施設	一時 避 難 施設
22	開西中学校校舎	滝川市西町 3 丁目 7 番 12 号	2,500	1,250		○
23	開西中学校屋内体育館	滝川市西町 3 丁目 7 番 12 号	900	450	○	
24	開西中学校グラウンド	滝川市西町 3 丁目 7 番 12 号	16,800	8,400		○
25	西小学校校舎	滝川市西町 6 丁目 7 番 17 号	3,200	1,600		○
26	西小学校屋内体育館	滝川市西町 6 丁目 7 番 17 号	1,100	550	○	
27	西小学校グラウンド	滝川市西町 6 丁目 7 番 17 号	5,700	2,850		○
28	滝川西高等学校校舎	滝川市西町 6 丁目 3 番 1 号	4,300	2,150		○
29	滝川西高等学校屋内体育館	滝川市西町 6 丁目 3 番 1 号	2,300	1,150	○	
30	滝川西高等学校グラウンド	滝川市西町 6 丁目 3 番 1 号	29,900	14,950		○
31	江部乙小学校校舎	滝川市江部乙町東 13 丁目 1426 番地 1	2,000	1,000		○
32	江部乙小学校屋内体育館	滝川市江部乙町東 13 丁目 1426 番地 1	1,100	550	○	
33	江部乙小学校グラウンド	滝川市江部乙町東 13 丁目 1426 番地 1	24,800	12,400		○
34	江部乙中学校校舎	滝川市江部乙町 1118 番地 1	2,000	1,000		○
35	江部乙中学校屋内体育館	滝川市江部乙町 1118 番地 1	1,200	600	○	
36	江部乙中学校グラウンド	滝川市江部乙町 1118 番地 1	24,100	12,050		○

6 避難実施要領の留意事項

(1) 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。

- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

（３）住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- ＮＢＣ攻撃のように、ＮＢＣによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

（４）高齢者、障害者への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置

- ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
- ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- ④ 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市（町村）が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）より

（５）安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となる

が、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

（６）学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

（７）民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。４月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

（８）住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助７割、共助２割、公助１割」であると、一般に指摘されており、特

に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。

- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 各市町村においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

7 避難実施要領のパターン（避難マニュアル）

基本指針の記載（抜粋）

- 市は、関係機関（教育委員会など当該市の各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）
- 市は、当該市の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（以下略）

※ 基本指針の抜粋は、国民の保護に関する基本指針 第4章国民の保護のための措置に関する事項 4 避難住民の誘導 (1)平素からの備え である。

※ 市国民保護計画では、第2編平素からの備えや予防 2 避難実施要領パターンの作成 31 頁である。

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、道計画に記載されている「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の

状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておく必要があるからとされている。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではないため、平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う道と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示す。

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

|

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知 事

避難の指示

|

市 長

避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

滝 川 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- (※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」(12 頁「(3)住民に対する情報提供の在り方」参照)が存在する。)
- (※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、消防等のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

- (※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- (※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-ALERT）が配備された場合には、国において、各市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、テレビ、ラジオ、コミュニティFMなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（※）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

（※）着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

（※）例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

（２）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本となる。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域

の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、道警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

（比較的時間的な余裕がある場合）

避難実施要領（一例）	
滝 川 市 長	
〇月〇日〇時現在	

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※） 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

滝川市は、A・B・C地区住民約 500 名を本日 15:00 を目途に各地区の一時避難施設である A・B・C 公民館に集合させた後、本日 15:30 以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における道警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※） 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※） 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、道警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

（※） 原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、道警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

（２）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各 2 名を、A・B・C 公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両

や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- (※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（道、消防機関、道警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- (※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約 200 名、A 公民館、市保有車両×4 ○○バス 2 台

(イ) B地区

約 200 名、B 公民館、○○バス×大型バス 4 台

(ウ) C地区

約 100 名、C 公民館、○○バス×大型バス 2 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日 15:30、A・B・C 公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として道道○○号及び市道○○号を使用）

- (※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- (※) 避難経路については、交通規制を行う道警察の意見を十分に聴いて決める。
- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」(12頁「(3)住民に対する情報提供の在り方」参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

- (※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- (※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

- (※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、道〇〇課及び道警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：〇〇市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、道及び〇〇市の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領（一例）

滝 川 市 長
〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、電話、コミュニティFM等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、道警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における道警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一

時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

- (※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- (※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する道警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

- (※) 現地調整所で、道警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、道や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

- (※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、道からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

滝 川 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

滝川市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、電話・コミュニティFM等あらゆる方法により、避難を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する道警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※） 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

（2）市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する道警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※） NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

（3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、道と調整して、当該避難所における、専門医やDMA T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、道、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する道との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：滝川市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

(3) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、道モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

8 滝川市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（案）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、滝川市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

資 料 編

第5条 市長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要とみとめるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身

分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第 10 条第 2 項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

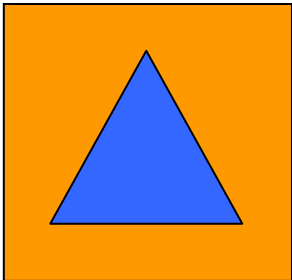
(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 滝川市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部総務課が行うものとする。

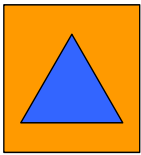
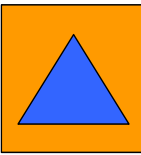
附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の1角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：滝川市1)
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	滝川市長 身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1942 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder
_____		_____

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル・縦105ミリメートル))

資 料 編

別記様式 1 (第 4 条関係)

特 殊 標 章 等 に 係 る 交 付 申 請 書

年 月 日

滝川市長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年 _____月 _____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦 4 × 横 3 c m (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
電 話 番 号： _____ E - m a i l： _____	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____(R h 因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____

(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____年 _____月 _____日 有効期間の満了日： _____年 _____月 _____日 返 納 日： _____年 _____月 _____日
--

帳台 關する 付いた 者 章 殊 特

[illegible]

資料編

特殊標章再交付申請書

		年 月 日	
滝川市長 殿			
		申 請 者	
		住 所 (電話)	
		氏 名 印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号			
2 紛失（破損等）年月日			
3 紛失の状況（破損等の理由）			
4 その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさ、日本工業規格A 4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日 滝川市長 殿 申 請 者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項 	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさ、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。